

大間町職員互助会に関する状況

○職員互助会とは

大間町職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、大間町職員の互助団体に関する条例に基づき、職員の相互救済及び福祉の増進を図るための組織として、職員の会費を資金とし、保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

○職員互助会の経費等

平成30年度収支決算

収入

科 目	決算額	予算額	摘 要
会費	1,872,515	1,873,320	
繰越金	3,697,394	3,697,394	前年度より
雑入	233,391	1,500,489	団体生命配当金 退職者保険還付金 研修旅行費負担金 親睦会会費
収入合計	5,803,300	7,071,203	

支出

科 目	決算額	予算額	摘 要	
事務費	消耗品費	0	5,000	
	役務費	6,806	8,000	郵便料
	支払利息	0	1,000	
	会議費	0	20,000	
	小計	6,806	34,000	
給付費	慶弔給付費	832,000	942,000	団体生命共済掛金 慶弔金、退職記念品
	医療給付費	66,000	300,000	加療見舞金
	小計	898,000	1,242,000	
厚生福利費	研修費	0	2,700,000	家族旅行中止
	親睦会費	911,005	1,415,000	親睦会、忘年会、送別会、花束
	被服費	6,300	6,300	マグロー筋Tシャツ
	小計	917,305	4,121,300	
予備費	0	1,673,903		
支出合計	1,822,111	7,071,203		

*収支差引 3,981,189円は次年度へ繰越。

○主な事業

- ① 会員の慶弔に関する共済事業
団体生命共済加入 慶弔金給付
- ② 会員の体位向上、福利厚生に関する事業
レクリエーション 親睦会
- ③ 会員および会員の家族の医療給付に関する共済事業
加療見舞金
- ④ その他
町内清掃活動

<参考>地方公務員法第42条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。